入所料金表(在宅強化型)　（1割負担）

令和3年4月1日改定

★個室（概算月額料金）　単位：円

	負担段階	（介護保険 1割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
		基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	第1段階	790	48	25	19	490	300	120	275	2,067	64,077
	第2段階					490	390	120	275	2,157	66,867
	第3段階					1,310	650	120	275	3,237	100,347
	第4段階					1,850	1,810	120	275	4,937	153,047
要介護2	第1段階	866	48	25	19	490	300	120	275	2,143	66,433
	第2段階					490	390	120	275	2,233	69,223
	第3段階					1,310	650	120	275	3,313	102,703
	第4段階					1,850	1,810	120	275	5,013	155,403
要介護3	第1段階	930	48	25	19	490	300	120	275	2,207	68,417
	第2段階					490	390	120	275	2,297	71,207
	第3段階					1,310	650	120	275	3,377	104,687
	第4段階					1,850	1,810	120	275	5,077	157,387
要介護4	第1段階	989	48	25	19	490	300	120	275	2,266	70,246
	第2段階					490	390	120	275	2,356	73,036
	第3段階					1,310	650	120	275	3,436	106,516
	第4段階					1,850	1,810	120	275	5,136	159,216
要介護5	第1段階	1,049	48	25	19	490	300	120	275	2,326	72,106
	第2段階					490	390	120	275	2,416	74,896
	第3段階					1,310	650	120	275	3,496	108,376
	第4段階					1,850	1,810	120	275	5,196	161,076

★多床室（概算月額料金）　単位：円

	負担段階	（介護保険 1割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
		基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	第1段階	874	48	25	19	0	300	120	275	1,661	51,491
	第2段階					370	390	120	275	2,121	65,751
	第3段階					370	650	120	275	2,381	73,811
	第4段階					470	1,810	120	275	3,641	112,871
要介護2	第1段階	951	48	25	19	0	300	120	275	1,738	53,878
	第2段階					370	390	120	275	2,198	68,138
	第3段階					370	650	120	275	2,458	76,198
	第4段階					470	1,810	120	275	3,718	115,258
要介護3	第1段階	1,018	48	25	19	0	300	120	275	1,805	55,955
	第2段階					370	390	120	275	2,265	70,215
	第3段階					370	650	120	275	2,525	78,275
	第4段階					470	1,810	120	275	3,785	117,335
要介護4	第1段階	1,077	48	25	19	0	300	120	275	1,864	57,784
	第2段階					370	390	120	275	2,324	72,044
	第3段階					370	650	120	275	2,584	80,104
	第4段階					470	1,810	120	275	3,844	119,164
要介護5	第1段階	1,134	48	25	19	0	300	120	275	1,921	59,551
	第2段階					370	390	120	275	2,381	73,811
	第3段階					370	650	120	275	2,641	81,871
	第4段階					470	1,810	120	275	3,901	120,931

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
※初期加算として入所後30日間に限り基本料金に32円が別途加算されます。
※安全対策体制加算として入所時1回に限り基本料金に21円が別途加算されます。
※介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の39/1000）が別途加算されます。
※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の21/1000）が別途加算されます。
※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日まで基本報酬に1/1000加算されます。
※外泊時、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合は基本料金が1日836円となります。
※外泊時（外泊初日と最終日以外）は基本料金が1日379円となります。

入所料金表(在宅強化型)　（2割負担）

令和3年4月1日改定

★個室（概算月額料金）　単位：円

	（介護保険 2割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	1,580	96	50	38	1,850	1,810	120	275	5,819	180,389
要介護2	1,731	96	50	38	1,850	1,810	120	275	5,970	185,070
要介護3	1,860	96	50	38	1,850	1,810	120	275	6,099	189,069
要介護4	1,977	96	50	38	1,850	1,810	120	275	6,216	192,696
要介護5	2,097	96	50	38	1,850	1,810	120	275	6,336	196,416

★多床室（概算月額料金）　単位：円

	（介護保険 2割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	1,748	96	50	38	470	1,810	120	275	4,607	142,817
要介護2	1,902	96	50	38	470	1,810	120	275	4,761	147,591
要介護3	2,036	96	50	38	470	1,810	120	275	4,895	151,745
要介護4	2,153	96	50	38	470	1,810	120	275	5,012	155,372
要介護5	2,268	96	50	38	470	1,810	120	275	5,127	158,937

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
※初期加算として入所後30日間に限り基本料金に63円が別途加算されます。
※安全対策体制加算として入所時1回に限り基本料金に42円が別途加算されます。
※介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の39/1000）が別途加算されます。
※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の21/1000）が別途加算されます。
※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日まで基本報酬に1/1000加算されます。
※外泊時、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合は基本料金が1日1,672円となります。
※外泊時（外泊初日と最終日以外）は基本料金が1日757円となります。

入所料金表(在宅強化型)　（3割負担）

令和3年4月1日改定

★個室（概算月額料金）　単位：円

	（介護保険 3割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	2,370	144	75	57	1,850	1,810	120	275	6,701	207,731
要介護2	2,596	144	75	57	1,850	1,810	120	275	6,927	214,737
要介護3	2,790	144	75	57	1,850	1,810	120	275	7,121	220,751
要介護4	2,966	144	75	57	1,850	1,810	120	275	7,297	226,207
要介護5	3,145	144	75	57	1,850	1,810	120	275	7,476	231,756

★多床室（概算月額料金）　単位：円

	（介護保険 3割負担分）				居住費	食費	（希望による）		日額	月額（31日計算）
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ			おやつ	日用品セット		
要介護1	2,621	144	75	57	470	1,810	120	275	5,572	172,732
要介護2	2,853	144	75	57	470	1,810	120	275	5,804	179,924
要介護3	3,054	144	75	57	470	1,810	120	275	6,005	186,155
要介護4	3,229	144	75	57	470	1,810	120	275	6,180	191,580
要介護5	3,402	144	75	57	470	1,810	120	275	6,353	196,943

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
※初期加算として入所後30日間に限り基本料金に94円が別途加算されます。
※安全対策体制加算として入所時1回に限り基本料金に63円が別途加算されます。
※介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の39/1000）が別途加算されます。
※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の21/1000）が別途加算されます。
※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日まで基本報酬に1/1000加算されます。
※外泊時、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合は基本料金が1日2,508円となります。
※外泊時（外泊初日と最終日以外）は基本料金が1日1,135円となります。

★加算（介護保険1割負担分）

項　目	金額（円）				内　容
	1割	2割	3割	算定単位	
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	48	96	144	（1日につき）	国が定める10項目の指標において、指標総数が90のうち70以上であり、かつ地域に貢献する活動及び充実したリハビリ等を行った場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	25	50	75	（1日につき）	厚生労働大臣が定める基準を上回る夜勤職員（看護職員又は介護職員）を配置している施設に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	38	57	（1日につき）	施設介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されている施設に加算されます。
初期加算	32	63	94	（1日につき）	入所後３０日間に限り基本料金に加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の　39/1000				厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。
介護職員等特定遇改善加算Ⅰ	所定単位数の　21/1000				介護職員の資質の向上や労働環境・処遇の改善、多様な人材の育成や定着促進、離職防止など総合的な介護人材確保対策への取組みを行っており、取組みについて、ホームページへの　掲載等を通じて内容の見える化を行った場合、所定単位数に加算されます。
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の　1/1000				新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	251	502	753	（1日につき）	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	251	502	753	（1日につき）	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行った場合に、週3回を限度として加算されます。
認知症ケア加算	80	159	239	（1日につき）	日常生活に支障があると認められる症状や行動がある認知症の高齢者に対して、介護保険施設サービスを行った場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	126	251	377	（1日につき）	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに 応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
外泊時在宅サービス利用費用	836	1,672	2,508	（月6日限度）	入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定されます。
ターミナルケア加算１１	84	168	251	（1日につき）	死亡日以前３１日以上４５日以下
ターミナルケア加算２１	168	335	502	（1日につき）	死亡日以前４日又は３０日
ターミナルケア加算３１	857	1,714	2,571	（1日につき）	死亡日以前２日又は３日
ターミナルケア加算４１	1,725	3,449	5,173	（1日につき）	死亡日
					医師が回復の見込みがないと診断した入所者に対して、医師、看護職員、介護職員などが共同してターミナルケアに係る計画を作成し、同意を得てターミナルケアを行った場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	209	418	627	（1回限り）	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合、医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整をおこなった場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ１	471	941	1,411	（1回につき）	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日30日以内又は入所後30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算Ⅱ１	502	1,004	1,505	（1回につき）	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
試行的退所時指導加算	418	836	1,254	（1回につき）	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算	523	1,045	1,568	（1回限り）	入所者の退所後の主治医に対して入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算Ⅰ	627	1,254	1,881	（1回限り）	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して入所者の診療状況を示す文章を添えて入所者の情報を提供し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算Ⅱ	418	836	1,254	（1回限り）	入所期間が1月を超える入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービスの調整を行った場合に加算
訪問看護指示加算	314	627	941	（1回限り）	入所者の退所時に施設医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	（1日につき）	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上を配置し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、栄養状態の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
経口維持加算Ⅰ	418	836	1,254	（1月につき）	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅱ	105	209	314	（1月につき）	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ	94	188	282	（1月につき）	口腔衛生の管理体制を整備し、口腔衛生の管理を計画的に行い、歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生係る技術的助言及び指導を年2回以上実施した場合に加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	115	230	345	（1月につき）	口腔衛生の管理体制を整備し、口腔衛生の管理を計画的に行い、歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、口腔衛生等の管理に係る内容等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
療養食加算	7	13	19	（1回につき）	医師により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。（1日に3回を限度）
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	105	209	314	（1回限り）	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	251	502	753	（1回限り）	多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師と入所者のかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	105	209	314	（1回限り）	
緊急時治療管理1	542	1,083	1,624	（月3日限度）	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。

項　目	金額（円）				内　容
	1割	2割	3割	算定単位	
所定疾患施設療養費1	250	500	750	（月7日限度）	入所者に対し肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹、蜂窩織炎についての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費2	502	1,004	1,505	（月10日限度）	
認知症緊急対応加算1	209	418	627	（月7日限度）	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合は、利用を開始した日から起算して7日間を限度として加算されます。
認知症情報提供加算	366	732	1,098	（1回につき）	入所者の診療状況を示す文章を添えて認知症疾患センターや認知症の専門医療機関に紹介を行った場合に加算されます。
地域連携診療計画加算1	314	627	941	（1回限り）	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して病院を退院した入所者について、診療計画に基づき治療等を行い、当該病院に診療情報を文章により提供した場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	35	69	104	（1月につき）	多職種が共同して、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理しており、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10	（1月につき）	入所者の褥瘡発生を予防するための計画を作成し、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価及びその結果に基づき計画的な管理を実施した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14	27	41		
排せつ支援加算Ⅰ	11	21	32	（1月につき）	排泄障害のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算されます。
排せつ支援加算Ⅱ	16	32	47		
排せつ支援加算Ⅲ	21	42	63		
自立支援促進加算	314	627	941	（1月につき）	自立支援のために医学的評価を行い、多職種が共同して支援計画を策定し、その評価結果を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	42	84	126	（1月につき）	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況、疾病の状況や服薬情報に係る情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	63	126	189		
安全対策体制加算	21	42	63	（1回限り）	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

★その他の料金（介護保険外 実費負担分）

項　目	金額（円）	内　容
文書料	2,200	診断書や紹介状等を作成した場合の料金（消費税込み）
死亡診断書料	5,500	死亡診断書を作成した場合の料金（消費税込み）
理美容代	3,200 ～ 8,000	業者による移動散髪の利用代金
テレビ貸し出し使用料	180（1日につき）	居室テレビの貸し出しを利用された場合の料金（消費税込み）
テレビ持ち込み使用料	110（1日につき）	居室テレビを持ち込まれた場合の料金（消費税込み）
私物洗濯手数料（1/3ヶ月）	2,100	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料（2/3ヶ月）	4,200	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料（1ヶ月）	6,300	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
特別な食事代	実費	ご利用者の状態により補助食品を提供した場合の料金